

令和 7 年 8 月 29 日
物流・自動車局保障制度参事官室

令和 7 年度自賠責制度広報・啓発活動の実施について

～誰かを傷つけてしまう前に、ちゃんと自賠責を。～

国土交通省では、9月1日より1ヶ月間、自賠責制度の広報・啓発活動を集中的に実施することにより、自賠責保険・共済への加入促進を図ります。

自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償保障法により道路を走る全てのクルマ・バイクに加入が義務付けられている強制保険です。

無保険の状態で交通事故を起こした場合、加害者は刑事処分・行政処分の対象となるばかりではなく、多額の損害賠償金を自己負担することになり、被害者への損害賠償にも支障をきたすことがあります。

このため、例年9月を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を集中的に実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

本年度は、近年利用が広がっているペダル付き原動機付自転車（モペット）をメインとし、次のとおり自賠責制度広報・啓発活動を実施します。

実施内容等の詳細については、別紙1をご参照ください。

1. 期間

令和7年9月1日（月）から9月30日（火）まで

2. 主な実施事項

（1）ポスター掲示・リーフレット配布

関係機関・団体や学校等において、自賠責制度の重要性や役割等を紹介するポスターの掲示及びリーフレットの配布を行います。図柄は別紙2をご参照ください。

（2）関係業界等と連携した街頭広報活動の実施

運輸支局において、各地の保険代理店等と共同し、街頭における自賠責制度の広報・啓発活動を実施します。

（3）WEBを活用した広報活動の実施

バナー広告、リスティング広告といったデジタル広告を実施し、自賠責制度や加入方法についての情報を掲載している自賠責保険・共済ポータルサイトへ誘導することで、制度理解、加入促進を図ります。

（参考：自賠責保険・共済ポータルサイト）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>



《問い合わせ先》

物流・自動車局保障制度参事官室 岡目、平藤

代表 03-5253-8111（内線 41544、41534） 直通 03-5253-8585

1. 広報・啓発活動の内容

(1) 自賠責保険への加入促進、無保険車運行の違法性の周知

自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性や悪質性等を訴え、自賠責保険への加入促進を図ります。

(2) 自賠責制度に関する理解促進

万一、交通事故の当事者となった場合に備え、各種の被害者救済対策等も併せて紹介することで、クルマ・バイクの保有者のみならず、その家族も含めた国民全体に対し、自賠責制度の理解促進を図ります。

2. 主催

自賠責広報協議会（7府省 20 団体により構成）

（構成機関及び団体）

国土交通省、内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人自動車事故対策機構、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、一般財団法人全日本交通安全協会、公益財団法人日本道路交通情報センター、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、一般社団法人日本自動車連盟、全国石油商業組合連合会

3. 参考

(1) 令和 6 年中の交通事故発生状況

（出典：警察庁交通局 令和 7 年 1 月発表「令和 6 年中の交通事故死者数について」）

発生件数	290,792 件
負傷者数	343,756 人
死者数	2,663 人

(2) 自賠責制度の詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>





モペット・電動キックボード・バイク・自動車は
自賠責保険・共済の加入が義務づけられています。
違反すると、懲役または罰金・免許停止の対象になります。



電動キックボード

バイク

自動車



- フル電動自転車、ペダル付き電動バイク、ペダル付き原動機付自転車とも呼ばれる「モペット」も加入の対象です。
- ナンバープレートのステッカーで、有効期限をご確認ください。

自賠責への加入方法など、詳しくはこちら！

🔍 | 自賠責保険・共済ポータル



(表)

モペットも、自賠責が必須です！

！ 未加入・未更新で乗ると、
懲役または罰金の対象になります。

クイズ どっちがモペット？
どっちが電動アシスト自転車？



モペットは、電動アシスト自転車とよく似ていますが、自転車ではなくいわゆる「原付バイク」に分類されます。原付バイクと同様、自賠責に加入しないと走行すると、懲役や罰金の対象になります。

モペットとは？

ペダルを踏まずにモーターの動力のみで走行可能な、フル電動自転車／ペダル付き電動バイク／ペダル付き原動機付自転車です。公道を走行するには保安基準に適合していなければなりません。



交通事故の被害におけるご相談先

国土交通省では、各種団体や病院と連携して交通事故の被害者に対してさまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット

自賠責保険・共済に関する情報や交通事故にあわれた被害者や家族が必要とする情報について分かりやすく解説した、交通事故被害者向けのパンフレットを制作しています。

Q | 交通事故にあったときには 交通事故被害者ノート

交通事故に関する相談先の紹介、介護料の支給、短期入院費用の助成、療養施設の運営、交通違反などに対する育成資金の無利子貸付など

独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）

〒130-0013 東京都葛飾区錦糸3-2-1 アルカース19階

ナスバ交通事故被害者ホットライン

電話 0570-000-738

IP電話からは 03-6853-8002

交通違反などに対する育成給付金、生活資金、入学支度金の支給など

公益財団法人 交通違反等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話 03-0120-16-3611

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

〒101-0062 東京都千代田区神田錦糸3-4 最上館ビル111階

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本ビル2階

電話 03-0120-159-700

交通事故の相談・示談あつ旋・電話相談など（無料）

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3

弁護士会館14階（本部）ほか全国一円

Q | 日弁連交通事故

弁護士による無料の電話相談（通話料無料）

電話 0120-078-325 IP電話からは 03-3581-1770

Never drive without insurance (CALI) (en/zh/ko/pt/vi)

Q | 自賠責保険・共済ポータル

ペダル付き原動機付自転車（モペット）の詳しい情報はこちらへ！

交通事故からあなたの未来を守る
自賠責保険・共済のご案内

モペット・電動キックボード・バイク・自動車は
自賠責保険・共済の加入が義務づけられています。
違反すると、懲役または罰金・免許停止の対象になります。



一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会

JJA共済 こくみん共済（金共済） 金自共 国土交通省

一般社団法人 日本損害保険代理店協会 NASVA 国土交通省

(裏)

自賠責への加入は、自動車、バイク、モペット、電動キックボード等を運行する人の義務です。

● 自賠責って？

交通事故の被害者の救済や、もしも加害者になった際の損害賠償を補填するための保険（共済）制度です。自動車やバイク、モペット（ペダル付き原動機付自転車）、電動キックボードは1台ごとに加入義務があります。

● 保険料・共済掛金一覧（令和7年4月現在）

※ 難局及び沖縄県以外の地域における保険料・共済掛金（単位：円）

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車	—	—	23,690	17,850	11,500
軽自動車（検査対象車）	—	—	23,520	17,540	11,440
小型二輪自動車（250cc超）	—	—	10,490	8,760	7,010
軽二輪自動車（126～250cc）	14,200	12,470	10,710	8,920	7,100
原動機付自転車※1（125cc以下）	13,310	11,760	10,170	8,560	6,910
特定小型原動機付自転車※2	12,040	10,730	9,400	8,040	6,650

※1 モペット、電動キックボードを含む。

※2 主に電動キックボード。

自賠責に入らないと罰金や処罰の対象に！

1 多額の賠償金を自分で払うことになります。

支払えない場合は一時的に国が立て替えますが、後に加害者に全額請求されます。
（死亡事故における自賠責保険平均支払額：2,500万円）

2 免許停止等の処罰の対象になります。

1年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象になります。さらに、違反点数6点が付加され、即座に免許停止処分になります。

● 交通事故の被害者数は？（令和6年 出典：警察庁 交通局）

交通事故件数 290,792件

死傷者数 346,419人

！ 交通事故は、他人事ではありません！

● 自賠責の支払い限度額は？

交通事故の損害に応じて、被害者1人ごとに賠償金が支払われますが、その金額には限度額があります。加害者が支払いに応じないときなどは、被害者は自賠責に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対し、賠償金を直接請求できます。

● 損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害		